○厚生労働省告示第四百五号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である社団法人広島県薬剤師会について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第三項の規定により、平成二十六年四月一日をもってその名称を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十一月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

変更前の名称

社団法人広島県薬剤師会

変更後の名称

公益社団法人広島県薬剤師会

○厚生労働省告示第四百六号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十一月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

登録番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	廃止の日
六四	一般社団法人三重県薬剤師会	三重県津市島崎町三百十二番地の一	三重県津市島崎町三百十二番地の一	理化学試験	平成二十六年四月三十日

○農林水産省告示第千五百五十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年十一月六日

農林水産大臣　西川　公也

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十五号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年十一月六日

農林水産大臣　西川　公也

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十六号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量（平成二十五年六月十八日農林水産省告示第二千九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年十一月六日

農林水産大臣　西川　公也

表ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部中

「鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス）混合生ワクチン	491,500	17	2
」を			
「鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス）混合生ワクチン	271,300	15	2
」に			

改める。

表ワクチン（シードロット製剤）の部中

「ボレプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー・グリッポチフォーサ・ポモナ）不活化ワクチン（アジュバント加溶解用液）（シード）	27,300	20,300	37
」を			
「ボレプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー・グリッポチフォーサ・ポモナ）不活化ワクチン（アジュバント加溶解用液）（シード）	27,300	20,300	37
ボレプトスピラ病（カニコーラ・コペンハーニー・ヘブドマディス・オーストラリス）不活化ワクチン（シード）	39,200	20,300	22
」に			

「鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス）混合生ワクチン	271,300	125,200	15
」に			

「鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス）混合生ワクチン	271,300	125,200	15
」に			

改める。

表ワクチン（シードロット製剤）の部中

「ボレプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー・グリッポチフォーサ・ポモナ）不活化ワクチン（アジュバント加溶解用液）（シード）	27,300	20,300	37
」を			
「ボレプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー・グリッポチフォーサ・ポモナ）不活化ワクチン（アジュバント加溶解用液）（シード）	27,300	20,300	37
ボレプトスピラ病（カニコーラ・コペンハーニー・ヘブドマディス・オーストラリス）不活化ワクチン（シード）	39,200	20,300	22
」に			

○農林水産省告示第千五百五十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年十一月六日

農林水産大臣　西川　公也

(138)の次に次のように加える。

(138)　犬パルボウイルス感染症診断用抗体・ジアルジア症診断用抗体複合キット

(135)を(136)とし、(132)から(134)までを一ずつ繰り下げ、(131)の次に次のように加える。

(132)　狂犬病診断用抗原

(141)を(143)とし、(137)から(140)までを二ずつ繰り下げ、(136)を(137)とし、(137)の次に次のように加える。

○農林水産省告示第千五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県長野市信更町田野口字小櫻三〇九〇の一、三一一四の一、三一一六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）